

河合町告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第5項の規定に基づき、同法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約を締結したので、同法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第9項の規定により下記のとおり告示する。

令和元年11月25日

河合町長 清原和人

記

- 1 個別外部監査の請求に関する事項
償却資産に対する課税事務に関する監査の結果に関する報告
- 2 個別外部監査契約の期間
令和元年11月25日から令和2年3月31日
- 3 個別外部監査に要する費用の額の算定方法
2,136,000円を限度として、執務費用及び実費の額を合算した金額
- 4 個別外部監査契約を締結した者
奈良県橿原市八木町1丁目6番23号
弁護士 兒玉修一
- 5 費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払い